

水道施設等の災害等緊急時における応急対策要領

1 目的

水道は、県民の豊かな生活を支えるために必要不可欠なライフラインであり、県民の生命、健康を守ることはもとより日常生活や社会活動を営むうえにおいても欠くことのできない施設である。このため、自然災害による水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生(以下「災害等緊急時」という。)は、県民生活等に重大な影響を及ぼすことになる。

本要領は、このような災害等緊急時に、県民の健康被害を防止し、県民生活の安全・安心を確保するための措置を速やかに講じるための情報連絡体制及び応急給水等についての県(環境保全課及び保健所)の役割等を定めることを目的とする。

2 対象とする水道

この要領が対象とする水道は、次のとおりとする。

- (1) 水道法第3条第2項に規定する水道事業のうち、市町村及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)による公営水道事業及び公営の飲料水供給施設
- (2) 水道法第3条第4項に規定する水道用水供給事業
- (3) 上記(1)及び(2)以外の、集落や自治会、組合などが管理する地域営の簡易水道及び飲料水供給施設(以下「地域営簡易水道等」という。)

災害救助法が適用されるような大規模災害発生時においては、応急給水や復旧支援検討のため公営水道以外の地域営簡易水道、小規模水道についても、積極的に情報収集を行うものとする。

ただし、本要領が対象としない水道についても、県及び市町村は、飲用水を供給する設置者に対して、適切な管理を指導し、災害等緊急時等の場合は、関係市町村と緊密に連携をとりながら適切に対応するものとする。

3 災害等緊急時の内容及び対応方針

- (1) 災害等緊急時とは、次の各号により水源からの取水停止や給水制限、断水、又は健康に影響を及ぼす恐れが発生したときをいう。

1) 自然災害等の場合

- ① 震度5弱以上の地震により水道施設の全部又は一部に被害が発生したとき
- ② 風水害等の自然災害により水道施設の全部又は一部に被害が発生したとき
- ③ 渇水によりダムの貯水量が減少し、又は取水井戸の地下水水位が低下したとき
- ④ その他、大規模な漏水事故等が生じたとき

2) 水質事故等の場合

- ① 水道水の原水に水質異常が生じたとき
- ② 水道施設における浄水処理過程等において水質異常が生じたとき
- ③ 水道水を原因とする、又は原因と疑われる食中毒又は感染症が発生したとき
- ④ 水道水源からクリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物が検出されたとき
- ⑤ その他の健康に影響を及ぼす恐れのある事故等が発生したとき

- (2) 県は、災害等緊急時に関する情報を入手した場合は、以下の対応を行う。

- 1) 県民生活や社会生活に重大な影響を及ぼす可能性がある場合は、適正な対応について、市町村等に指導、助言を行う。
- 2) 適切な危機管理を実施するため、水道施設の被害状況等の情報の収集と分析を行い、

市町村等と情報を共有する。

- 3) 被害を受けた市町村等（以下「被災市町村等」という。）から応急給水及び応急復旧活動の支援の依頼を受けた場合は、直ちに関係機関に情報提供等を行う。
- 4) 自然災害及び水質事故等による被害が広域にわたる場合、又は県民の健康に重大な影響を及ぼす可能性のあるときは、関係市町村等と連携して、その概要、対応、見通し等について、逐次、県民に情報の提供を行う。

4 情報収集及び連絡体制

(1) 市町村等による被害状況の把握

- 1) 災害等緊急時においては、県からの依頼に基づき、市町村等において、次の表のとおり、管内の水道施設の被害状況の有無などの情報収集を行い、速やかに管轄保健所に報告を行うこととする。（風水害及び地震等の際は、被害がない場合も様式1によりその旨を報告する。）

また、被害等の発生から応急復旧の完了までの間は、被害等の復旧状況に応じて継続的に報告するものとする。

なお、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業が見込まれる場合は、当該被害について、同法施行令第5条第1項に基づく「災害報告」を行う必要があることに留意すること。

- 2) 災害救助法が適用されるような大規模災害発生時においては、各市町村の地域営簡易水道等所管課が、管内の地域営簡易水道等の被害状況の調査に協力するものとする。

被害等の原因		報告を受ける主な内容	様式
自然災害等の場合※	風水害及び地震等の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害の有無、被害の状況 ・給水制限、断水等の状況 ・応急給水状況、応急復旧計画 ・応急給水等支援の必要性 	様式1
	渇水の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な水源の状況等 ・給水制限、断水等の状況等 	様式2
	大規模漏水事故等の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害の有無、被害の状況 ・給水制限、断水等の状況 ・応急給水状況、応急復旧計画 ・応急給水等支援の必要性 	自由様式 (参考様式3)
水質事故等の発生		<ul style="list-style-type: none"> ・健康被害の有無 ・水質異常等の原因及び対策の実施状況 ・給水制限、断水等の状況 ・応急給水等支援の必要性の有無 	様式4

※ 大規模災害発生時の公営水道以外の水道については、市町村が把握している範囲内の情報を自由様式で報告（参考 様式1を集落単位で記載等）

(2) 保健所による情報収集

- 1) 保健所は、被害等の発生時から応急復旧の完了までの間、被災市町村等に対して、被害状況等の調査を行い、管内の被災市町村等から報告された内容を取りまとめ、速やかに環境保全課に報告しなければならない。

なお、水質事故等により健康被害が生じる恐れがある場合には、保健所内での連携に努め対応するものとする。

2) 風水害及び地震等においては、状況に応じて環境保全課から、被害発生の有無等について保健所等に調査等の依頼を行うものとする。

なお、震度5弱以上の地震が発生した市町村等の情報については、被害の有無にかかわらず、報告を行うものとする。

(3) 環境保全課による情報収集

1) 環境保全課は、保健所及び被災市町村等からの報告及び指導・調整した内容を災害等対応経緯書（様式5）に記録するものとする。

2) 被災市町村等と保健所間で情報伝達が困難な場合、及び特に緊急を要する場合には、環境保全課が直接、被害状況等の調査を行うものとする。この場合、環境保全課は、関係保健所にその内容を連絡する。

(4) 環境保全課による関係機関への情報提供等

環境保全課は、被害状況等の報告を受けたとき、又は自ら情報収集したときは、必要に応じて、速やかに次に掲げる庁内外の関係機関に報告し、応急給水の確保や健康被害の発生の防止等に関する協議を行うものとする。

1) 環境政策課

2) 危機管理防災課

3) 健康福祉部関係課（健康福祉政策課、健康危機管理課、医療政策課）

4) 河川課（必要に応じて）

5) 九州地方整備局河川部地域河川課

(5) その他

熊本県被害情報取扱要領による情報収集が実施される場合は、その情報にも留意すること。

5 応急給水、応急復旧の支援要請

(1) 被災市町村等からの支援依頼

1) 保健所は、被災市町村等が近隣市町村に応援要請しても応急給水、又は応急復旧ができないと判断して県に支援を依頼する場合は、支援依頼書（様式6）により、FAX又はメール等で依頼を受けるものとする。

なお、送受信不能の場合は、電話その他の伝達方法により依頼を受け、後に支援依頼書の提出を指導するものとする。

2) 保健所は、被災市町村等からの支援依頼の内容を、速やかに環境保全課に報告する。

3) 被災市町村等と保健所間で情報伝達が困難な場合及び特に緊急を要する場合は、環境保全課が直接、依頼を受けるものとする。この場合、環境保全課は、関係保健所にその内容を連絡する。

(2) 県からの支援依頼等

1) 支援依頼等

環境保全課は、被災市町村等から支援依頼があった場合、当該市町村等と調整を行った後、支援内容に応じて、次の機関に対して支援依頼等を行う。

① 県内市町村（熊本県市町村災害時相互応援に関する協定に基づく応援）

② 危機管理防災課（自衛隊法第83条に基づく自衛隊派遣）

③ 九州・山口9県水道担当課（九州・山口9県災害時相互応援協定に基づく応援）

④ 九州地方整備局河川部地域河川課（健康被害等を防止するための助言及び他団体からの応援並びに被害状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧などの支援）

⑤ 日本水道協会熊本県支部（水道事業体等による相互応援）

2) 支援活動の調整

環境保全課は、保健所と連携し、支援活動が円滑に進められるよう、被災市町村等、支援依頼先機関及び支援実施機関と調整を行う。

6 応急給水、応急復旧の指導、助言

(1) 応急給水活動の指導、助言

1) 環境保全課及び保健所は、応急給水活動について、次の事項に留意して指導、助言を行う。

- ① 避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点等への給水を確保する。
- ② おおむね当初、最低1人1日3リットルの飲料水を供給し、被災後7日以内を目処に、被災前の水準の飲料水を供給する。

2) 保健所は、応急給水用飲料水について、次の事項に留意して衛生指導を行う。

- ① 配水池、貯水槽の貯留水を使用する場合は、毎日検査項目（色、濁り及び残留塩素）等を確認
- ② 応急給水に使用する給水タンク、仮設給水栓等資機材の清掃、消毒
- ③ 留め置く水道水の保存方法、残留塩素の確認、煮沸等の指導
- ④ 渓流水、井戸水を暫定水源とするときは、原水及び浄水後の水質検査の実施及び残留塩素の確認

(2) 応急復旧活動の指導、助言

環境保全課及び保健所は、応急復旧活動について、次の事項に留意して指導、助言を行う。

- 1) 避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点等への早期の給水を確保する。
- 2) 被災後1月以内を目処に、被災前の給水水準まで応急復旧する。

7 応急対策等の助言、報告

(1) 広報の助言、協力

環境保全課及び保健所は、被災市町村等が行う応急対策について指導、助言を行うとともに、次の掲げる場合の広報について、助言、協力する。

1) 自然災害等の場合（及び2）、3）に共通する広報内容）

- ① 断水等の地区名、影響世帯数及び人数
- ② 応急給水の場所、時間及び方法
- ③ 飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項
- ④ 応急復旧の実施状況
- ⑤ 今後の復旧順序及び完了予定時期（適宜、最新の情報を提供）
- ⑥ その他必要な事項

2) 渇水の場合

- ① 給水制限、断水の状況、今後の見込み
- ② 節水に関すること
- ③ ダムの貯水状況
- ④ その他必要な事項

3) 水質事故等の場合

- ① 健康被害発生の有無、水質検査結果
- ② 水質基準超過等の原因及び対策の実施状況

③ 影響区域、又は給水停止等の状況及び復旧見込み

④ その他必要な事項

(2) 国への報告等

環境保全課は、被災、又は断水等の発生から応急対策活動完了までの間、水道施設の被害状況及び応急対策状況等について、適宜、九州地方整備局河川部地域河川課に報告するとともに、必要に応じて報道機関等への情報提供を行う。

8 連絡体制の整備

(1) 環境保全課は、自然災害等による災害時等緊急時の情報収集を円滑に行うため、県内市町村等の担当部課、担当者名、連絡先等を毎年5月15日までに取りまとめて、速やかに整理のうえ、保健所に送付するものとする。

なお、水質事故等の発生による健康危機管理上の緊急時における連絡体制については、熊本県健康危機管理マニュアルによる「健康危機管理緊急連絡表」を合わせて活用するものとする。

(2) 保健所は、管内市町村等との緊急時の連絡体制を毎年5月末までに確認するものとする。

(3) 地域営簡易水道等を有する市町村においては、管内の地域営簡易水道や飲料水供給施設、小規模水道の代表者や区長、班長等の連絡先を把握し、連絡体制の整備に努めるものとする。

9 応援資機材等の資料交換

環境保全課は、災害時等緊急時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年5月末までに取りまとめて、速やかに整理のうえ、市町村等に送付するものとする。

1) 担当部課、担当者名等

2) 応急備蓄資材保有状況

3) その他災害対応マニュアル、津図等災害対策に必要な資料

10 その他

要領の内容は、熊本県地域防災計画及び熊本県市町村災害時相互応援に関する協定、九州・山口9県災害時相互応援協定の改定のほか、関係団体との協議等により見直しの必要が生じた場合には、必要に応じて改正するものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

この要領は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。

この要領は、令和6年(2024年)7月1日から施行する。